

県南広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年7月12日

県南広域振興局長 平野 直

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700351	社会福祉法人川崎寿松会	寿松苑ホームヘルパーステーション	一関市川崎町薄衣字久伝26番地	令和元年7月9日